

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社C営業所に派遣社員として雇用され、同月〇日から派遣先のD会社E工場（以下「事業場」という。）において、薬品の検品及び梱包作業に従事していた。
- 2 請求人によると、平成〇年〇月中旬頃からカートニング作業を追加され、その後4か月くらいして、左手の中指、薬指と小指の付け根より先にしびれが出現し、その後も作業を続けていたところ、平成〇年〇月〇日には左手がジンジンして仕事ができなくなったという。請求人は、同日、F病院に受診し「左手根管症候群」（以下「本件疾病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

#### 1 請求人

(略) 2 原処分庁

(略)

#### 第4 争 点

請求人に発症した本件疾病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 理 由

##### 1 当審査会の事実認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。）は、請求人の本件疾病が「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準」（平成9年2月3日付け基発第65号。以下「認定基準」という。）の対象疾病であり、請求人の業務は認定基準の「上肢等に負担のかかる作業」に該当するとして、特に本来男性労働者の業務であるカートニング作業に月に16日間も従事する等過重な業務に就労していたことを主張している。

この点、当審査会において一件記録を精査するも、請求人が従事していた検品・梱包等の業務が「上肢等に負担のかかる作業」であると認められるものの、決定書理由に説示する同種労働者との業務量の比較からすると、説示するとおり、請求人が過重な業務に就労していたとは認めることはできないと判断する。

なお、請求代理人は、請求人がカートニング作業に月に16日間従事した旨主張している。しかし、作業取りまとめ表によれば、請求人がカートニング作業に従事したのは発症前3か月間で3日間とされており、一件記録を精査しても、請求人が同表の記載の日数以上にカートニング作業に従事したことや同表が事業場の過少報告であるとする事情をうかがうことのできる資料は見いだせず、請求代理人の主張は採用できない。

(2) 請求代理人のその余の主張についても精査したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

##### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。